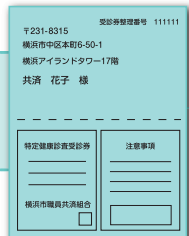


## 7. 予約方法 **D** 特定健診のみを受診する場合



▲受診券イメージ

受診券を紛失した場合は、再発行ができません。  
申請方法は ▶ **P18** よくある質問 **Q20** をご確認ください。

受診券が  
届いた方が  
対象だよ！



### ステップ1 受診したい医療機関を決める

医療機関(かかりつけ医等)へ直接、「特定健診」が受診可能か確認してください。

- 特定健診実施機関は、当共済組合ホームページで確認できます。

当共済組合ホームページ

<https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin>

→「特定健診(特定健康診査)(無料)」について

→特定健診(特定健康診査)実施機関一覧

当共済組合ホームページ



特定健診の実施機関として掲載されていても、受診券を利用できない場合があります。  
予約時に、当共済組合の受診券を利用できるか必ず確認してください。

※当共済組合の指定健診機関(▶ **P2** 参照)で受診したい場合は、次のとおりご予約ください。

- ▶ **P2** 「特定健診」欄のマーク(○・■・×)をご確認ください。

○	▶ <b>P7</b> <b>3</b> の予約方法 <b>A</b> ・ <b>B</b> ・ <b>C</b> にて予約。 <b>C</b> の方法で、健診機関に直接予約した場合は、予約内容の登録が必要。
■	下記 <b>ステップ2・3</b> の手順で予約・受診(予約内容の登録・特定健康診査受診券は不要)。
×	特定健診は実施していません。

### ステップ2 医療機関へ直接予約する

受診したい医療機関に連絡し、次の2つを伝えてください。

- 1 「横浜市職員共済組合」の組合員または被扶養者であること
- 2 特定健康診査受診券を利用して「特定健診」を受診したいこと  
医療機関から受診券の契約とりまとめ機関名を確認された場合は、「集合契約Aと集合契約B」とお伝えください。

★健康保険の資格確認方法を、各医療機関にご確認ください。

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康保険証(有効なものに限る)</li> <li>②資格確認書(有効期限内のもの)</li> <li>③マイナ保険証+資格情報通知書(※)</li> <li>④マイナポータルの資格情報画面</li> <li>⑤マイナ保険証</li> </ul> | } | <p>医療機関から指定された</p> <p>①～⑤のいずれかを、当日必ずご持参ください。</p> |
|--|---|--|

(※)有効な「資格情報のお知らせ」のご提示でも可能です。

### ステップ3 受診する

当日は、「特定健康診査受診券」と上記「★で指定された書類等」を必ずご持参ください。

受診券は、医療機関へ提出してください。